

事務連絡  
令和2年3月11日

各府県及び政令指定都市  
都市公園担当課長 様

国土交通省 近畿地方整備局  
建政部 都市整備課長

当面のイベント等の開催について（要請）

新型コロナウイルス感染症の現状については、3月9日の専門家会議の報告の通り、爆発的な感染拡大には進んでおらず、一定程度、持ちこたえているものの、依然として警戒を緩めることができない状況にあります。

新型コロナウイルスの国内感染拡大の防止を図るため、2月27日付で全国的なスポーツ・文化イベント等の中止、延期又は規模縮小等の対応について、内閣総理大臣からの要請内容を参考にさせていただきよう要請したところですが（※1）、上記の状況の中、昨日（10日）の新型コロナウイルス感染症対策本部において、内閣総理大臣より、「全国規模のイベントについては、専門家会議の判断が示されるまでの間（※2）、今後概ね10日間程度は、これまでの取組を継続いただくよう、ご協力をお願いする」旨の発言があったところです。

これを踏まえ、貴団体における都市公園等運営維持管理に関しても、本要請内容について、参考にさせていただくとともに、府県においては関係市町村（政令指定都市を除く）への周知につきましてもよろしくお願いします。

（※1） イベント等の開催について、国土交通省として、これまで以下のとおり要請

- ・ 2月20日に厚生労働省から発表された「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」において、イベント等の開催について、その必要性の改めての検討を要請すること等が示され、これを受け、既に所管業界に対してその内容を広く周知し、感染拡大防止のための取組を要請
- ・ 2月26日に、内閣総理大臣より、「この1～2週間が感染拡大防止に極めて重要であることを踏まえ、また、多数の方が集まるような全国的なスポーツ・文化イベント等については、大規模な感染リスクがあることを勘案し、今後2週間は、中止、延期又は規模縮小等の対応を要請する」という旨の発言があったことを踏まえ、要請内容について、周知徹底の上、適切に対応するよう要請

（※2） 3月19日頃を目途に、これまでの対策の効果について判断が示される予定